

厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に日程第十八及び日程第十九は関連がありますので、一括して上程をいたします。

日程第十八議案第三号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、日程第十九議案第十四号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例、以上二案を一括して議題といたします。

本議案について提案理由の説明を求めます。

(税務課長 島田猛君)

○税務課長(島田猛君) ただいま議題とされました議案第三号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、及び議案第十四号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法は本年も小規模住宅用地の減税を盛り込みました大幅な改正が予想をされ、都下の市町村は地方課の指導を得まして、改正予定案の内容に基きまして、鋭意課税の作

福生市議会

業事務を懸命にいたしておりますが、その内容が複雑であり、また多大な時間と労力を必要としております。このことは一福生市にとどまらず、全国的な傾向でもあり、これかたの税法第四百十五条にうたわれております固定資産税課税台帳の縦覧時間までに課税事務が間に合わない事態にたちいたために、自治省でもこの成りゆきを重視をしまして、過半の都道府県の税制担当者会議の席上、台帳の縦覧時期をずらすことについて指導が果たされ、また都の地方課におきまして、都下の市町村の税務担当者会議におきまして、縦覧時期の延期指導がございましたので、本市におきましても課税作業の進捗状況を考えまして、台帳の縦覧が四月一日から四月二十日とせざるを得ない現状であります。そのことにより、納税通知書の発送が台帳縦覧満了の期以後となりますために、固定資産税の納期、それから都市計画税の納期、また固定資産の台帳縦覧の延期に関連しまして、改正をせざるを得なくなりました次第でございます。そこでお手元にご配付になつております二案とともに、条例

附則に四十九年度の固定資産税及び都市計画税の納期の特
例としてそれより四十九年度に限り、固定資産税関係で、第
五十七条の一項、都市計画税関係で第五條の一項に明示され
てあります。第一期の納期を四月一日から四月三十日とありま
す。これを一月ずらしまして、五月一日から五月三十日までとす
る。五月延期の措置をとらせていただきたくご提案申し上げた次第
でございます。

なお島をのぞく都下三十二市町村中六月一日課税の三市町
村を除きまして、そのほかの市町村はすべて五月一日課税の方
針と聞いております。また本市におきます固定資産税及び
都市計画税の納期は四月、六月、八月、十二月の四期に分け
て納付するように規定されておりますが、四十五年と四十八年度
にあきましても、やはり課税事務多忙のために、議会の議決を
いただき第一期納期の四月を五月にする納期の特例を設
け、実施した前例もございます。またこの条例の公布は附
則にもありますようにいずれも公布の日から施行いたしたく、附

則に定めました。

なにとぞ慎重に審査を賜うしまして、原案についてご可決ご
確定下さるようお願い申し上げます。改正条例二案の提案理由
の説明を終わらせていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

○一番（貫井喜代次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第十三号及び十四号につ
いては、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されん
ことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりをいたします。ただいま貫井喜代次君
から所定の賛成者を得て、本二案は委員会付託及び討論を
省略し、原案とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが

本動議のとあり決するに「ご異議ございせんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。　よろしき議案第十三号及び議案第十四号は原案とあり可決をいたしました。

これより暫時休憩をいたします。

午後三時四十五分　休憩

午後四時二十五分　開議

○議長（石川信義君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

あはかりをいたします。　本日の開議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長したいと思ひますか。　これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。　よろしき本日の開議時間

間は延長することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君）　この際報告事項がありますので、事務局局長を

福生市議会

して報告をいたさせます。

（古谷孝議会議事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（石川信義君）　報告は終わります。

○議長（石川信義君）　あはかりいたします。　お手元にご配付のとあり、市

長から条例の一部改正案が提出されましたので、この際は日程に追加し先議をしたいと思います。　これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。　よろしき議案第三十八号を

日程に追加し、先議することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君）　追加日程第一　議案第三十八号昭和四十八年度に

あける期末手当の割合等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議十九
議二十
議二十一
議二十二
議二十三
議三十八
議十五
議十六
議十七
議十八

「秘書職員課長 高水求君登壇」

○秘書職員課長(高水求君) ご指名がございましたので、議案第三十八号昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

提案理由に書かれておりますとおり、三月に支給いたします予定の、期末手当の支給率の変更に伴いまして、本条例を整備する必要があります。先ほど全員協議会におきまして助役のほうからご説明がございましたとおり、昨年の期末手当の支給の際、三月に支給すべく条例で規定してありました、いわゆる「年度末手当」の百分の五十を百分の六十とすることで、特例条例で変更したわけでございますが、今回またここに第一条の百分の五十とあるのは、百分の二十というものを削ることによりまして、本条例の百分の五十ということに相なる次第でございます。したがって、三月十五日に支給いたします期末手当におきましては、本条例

福生市議会

のとおり百分の五十を支給したいというふうなことに相なるわけでございます。第二條を削除でございますが、特例条例におきましては、十二月二日以後に就職した職員については、この特例条例を適用しないという条項があったわけでございますが、これがまた百分の五十にもどりましたので二條をそのまま存置することは適当ではございませんのでこれを削除ということに相なつた次第でございます。附則におきましては、条例に公布の日から施行するということでございます。

以上簡単でございますが慎重審議の上、原案ご可決下さるようお願いいたします。説明にかえらせていただきます。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

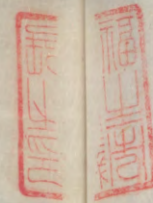
これより本会に対する質疑を行ないます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君) 以上で疑質質疑は終わります。

○一番(貫井喜代次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております、議案第三十八号については、委



員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○議長（石川信義君） おばかりいたします。ただいま貫井吉吉代次君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よつて議案第三十八号は原案とあり可決をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第二十議案第十五号福生市用品調達基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（会計課長 森田武君 登壇）

○会計課長（森田武君） ご指名によりまして 議案第十五号福生市用品調

福生市議 会

達基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のとおり、この基金の設置いたしました目的は、当市役所内で使用されます消耗品というようなものを集中購入し、事務の円滑化をはかるために設けられたものでございます。現在基金は二百万円に定められておりますが、昨今の物価高騰のため物品の購入に支障が生じてございます。そのため百万円を増加しまして、三百万円としたところでございます。なおこの条例につきましては四月一日から適用させていただきますと思うわけでございます。

よろしくご審議の上ご決定下さるようお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十九番（大野行天君） 提案理由の説明の中で、ちょっとお伺いしたいと思

います。昨今の物価上昇等がからんでありまして、その関係から百万円という増加になったと思ひますけれども、業者によつては一月二ヶ月という先の単価もなかなか困難な現在にあきまして、契約している業者

が当初の契約とありに入っているかどうか、いままで見ますと、なかなかそれができなくて途中で契約も単価の改正等を行なったように伺っておりますけれども、今後その関係があらまして三百万円でいかどうか、私の個人的な考えではできれば三百万程度の数字を少し伸ばしておいたほうがこれから用途の関係で有利ではないかと感じいたしますけれども、この辺の見解を願います。

○会計課長(木田武君) ただいまのご質問に対してご説明申し上げます。

現在、用品を購入する場合には四十八年度の四月から九月まで約半年間の期間でもって購入を予定してありましたが、ちょうど九月の末頃からそれやれ物価が高騰いたしましたして業者からも再三値上げの申し入れがございました。そのつと契約といたしましては適正な価格をもつて契約の改定をそのつといたしてまいりましたわけでございますが、四十八年度の基金は二百万円でございますが、物品を購入いたしました、その回転数、基金を何回回転したかということは今後の実績が出るわけでございますが、その予定といたしますと、大体五、四回ひすから二百万にいたしますと一千百万の基金が予定されるわけでござい

す。物価の上昇率が約五〇%、ひすから倍に値上げでございます。

これを四十九年度に加えますと千六百二十万程度の基金が回転するのではな

いかというふうなことでございます。そういたしますと、基金といたしましてはやはり三百万程度、現在としてはほしいというふうなことでござ

います。今回条例の改正をここに提案申し上げたわけでございます。

○十九番(大野行夫君) いまの説明で分かりましたけれども、この改正時におきましていままでは四千億の予算でこれだけの回転率でいたということは内容的にはその四十億に対する作業のいろいろな用紙というものが対称になつていふと思ふんですけれども、それが五十何億という数字になつてくると、それに対するいろいろな調度品の用紙のほうの購入入というものは、この四倍か五倍という数字になつてくると思ふんですけれども、そういうような数字を見込んで、これを組まれたかと思ひますけれども、現在の物価高でいきますと、一の物が三、五から四、五に開いていくのが事業内容ではないかと思ふんですけれども、そういうような関係もよく調べて、これを組まれたかどうかもう一度説明いただきたいと思ひます。

○会計課長(木田 武君) この用品基金で購入した物品については、その担当課でもって使用する小さい数量の場合には、この運営基金から出してございます。そうでなくて学校等に於ける大量に使うところは直接予算から支出するようになっておりますので、現在三百万程度でやるといういけるというような予定でございますが、もしその時点になりました不足するような事態にいたりますれば再び増額するようなことも現在考えてございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

○一番(貫井喜代次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっておりまして、議案第十五号については総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま貫井喜代次君

から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第十五号は総務委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に日程二十一議案第十六号 福生市土地開発基

金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第十六号 福生市土地開発基金条例の一部を開発する条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容をご説明申し上げます。

昭和四十四年度に、地方公共団体の公共用地の取得を容易にするための全国的に土地開発基金の制度が設けられ、わが福生市におきましても昭和四十四年の十月十日に福生市土地開発基金条例を制定したのでございますが、その時点における基金の額は昭和四十

四年度に国から地方交付税の中で措置されました四千三百万円だけでございまして、当該条例の第二條第一項におそらく基金の額は四千三百万円とすると規定されているのでございまして。もつともこの第二條には第二項と第三項がございまして、第三項におそらくは必要がある時は予算の定めるところにより、基金に追加して積み立てをすることができる旨を規定し、なお第三項におそらくは前項の規定により積み立てるものとする。——、こういう規定がございしますので、理論的にはそのあと幾ら基金の額がふえましても条例必要の改正はないということになるわけでございますが、ご承知のとおりその後毎年度国から地方交付税の中で、土地開発基金の原資の増額が措置され、本年の三月末日現在では利子をも加えますると当該基金の額は条例で定めらる四千三百万円の五倍近くにあたる一億八千二百四十万円にも達してありますので、市民の皆さまに対し、土地開発基金の金額を正確に知らせるといふ意味から、この際条例で定める基金の金額を訂正しておくのが適当と認めて、本案を提出した次第でござい

ます。

ご審議をいただきまして、原案とありご可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長

(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

○一番

(貫井喜代次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第十六号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君) あはかりをいたします。ただいま貫井喜代次君から

所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。 よつて議案第十六号は建設委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第二十二議案第十七号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（下水道課長 斎藤多市君登壇）

○下水道課長（斎藤多市君） ご指名によりまして、議案第十七号福生市特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

公共下水道事業につきましては、おかげをもちまして昨年十月二十五日 東京都知事から全域九百九十一ヘクタールの計画決定の承認をいただき、さらに本年二月七日をもつて福生駅及び牛浜駅周辺百三十一ヘクタールの事業認可を受け、いよいよ本格的に事業に着手することになりましたので、昭和四十九年度から地方自治法第二百九条第二項及び地方財政法第六条の規定により、特別

福生市議会

会計を設置するためここに本案を提出する次第でございます。

なお本事業に欠かすことのできない受益者負担金制度につきましては、その内容について本会期中にご相談申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本案の改正の内容につきましては第一条に公益質屋会計 福生都市計画事業、福生工地区画整理事業会計、福生公共用地会計が設置されておりますが、三会計の次に四号として福生市下水道事業会計を設置しようとするものです。附則といたしまして、この

条例は昭和四十九年四月一日から施行しようとするものでございます。以上たいへん簡単な説明でしたが慎重ご審議の上、ご決定下さるようお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

○一番（貫井喜代次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となりあります。議案第十七号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） あはかりをいたします。ただいま貫井喜世代次君から

所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よつて議案第十七号は建設委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第二十二 議案第十八号 福生市中小企業振

興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（経済課長 木田進君 登壇）

○経済課長（木田進君） ご指名をいただきましたので、議案第十八号 福生

市中小企業振興資金条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

ご案内のように、最近における金融の引き締めは非常にきびしいものがござります。一年前のいま時点では国の金融緩和策のために市内の金融も完全に低利のいわゆる借り手市場であつたわけでありましたが、昨年の途中から始まった金融の引き締めは内容を百八十度転回いたしました。あらゆる形で産業界を締めつけております。この

ような現況の中で、市内金融機関も数度にわたる公定歩合の大幅な引き上げ等から、年利率一割を上回る融資が実態となつてきております。市の制度資金についてもこのような背景から現行の年利率

八%では、融資は非常に困難であるとして、金融機関により利

率の引き上げについて再三要望があつたわけでございますが、四十八年

度についてはなんとか現状のままお願いしてきたところでございます。しか

しながら、公定歩合が九%に引き上げられた現時点では四十九年

度におつては利率の引き上げはやむを得ないところであろうと思ひます。

一方におつて今後予想される中小企業者の窮状等を配慮いたしま